

前橋市週休2日制現場の実施要領(案)

(営繕工事)

(趣旨)

第1条 本要領は、建設現場の労働環境の改善として建設業が取り組む「週休2日の定着」を支援することを目的に、週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とする「週休2日制現場」の実施にあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行った状態をいい、「月単位の週休2日」又は「通期の週休2日」のいずれかをいう。
- 2 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場閉所ができない期間等)は含まないものとする。
- 3 工事着手日とは、施工計画書を提出後に行う準備工事(現場事務所等の建設または現場調査を開始することをいう)の初日をいう。
- 4 現場閉所とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してよいものとする。なお、閉所とは、労働者の休日・休暇に関わらず、現場を閉所した状態をいい、原則、降雨や降雪等による予定外の休工日は含まないものとする。
- 5 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- 6 「月単位の週休2日」とは、対象期間におけるすべての月で、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいい、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
- 7 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいい、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制現場は、次の工事を除く、原則として全ての工事を対象とする。

- (1) 災害復旧等緊急対応工事
- (2) その他の理由により、週休2日取得が困難と考えられる工事

(週休2日制の考え方)

第4条 対象期間中、週に2日間、工事現場を閉所(休息)とする。この閉所日は、原則として土曜日並びに日曜日とする。ただし、受発注者間の協議により、閉所(休息)日を任意の曜日に設定す

ることもできるものとする。

2 受注者は、第1項で定めた閉所日においては、技術者等の内業を含め、当該現場に従事する全ての労働者を休日又は休暇とすることを旨とする。

3 達成状況については、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）により確認する。

(1) 「月単位の週休2日」

対象期間内の現場閉所率は、(週休2日の現場閉所を行った日)÷(対象期間の日数)で算出し、全ての月において、現場閉所率が28.5%（8日÷28日）以上を達成とする。

ただし、暦上の土曜日並びに日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日並びに日曜日の合計日数以上閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(2) 「通期の週休2日」

対象期間内の現場閉所率は、(週休2日の現場閉所を行った日)÷(対象期間の日数)で算出し、対象期間内において、現場閉所率が28.5%（8日÷28日）以上を達成とする。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日を含むものとする。

(実施対象工事の発注方式等)

第5条 週休2日制現場の発注にあたっては、「発注者指定型」又は「受注者希望型」とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の型を選択する。また、分離発注で受注者希望型を選択する場合、契約後に全ての工事の受注者が合意した上で実施する。

(1) 発注者指定型

「発注者指定型」とは、発注時から発注者が週休2日制現場を行うことを指定する工事という。

ア 発注にあたり、入札公告又は指名通知書に週休2日制現場の実施対象工事であることを明示するとともに現場説明書に実施方法及び予定価格の算出等について明示する。

(2) 受注者希望型

「受注者希望型」とは、契約後、受注者が週休2日制現場の適用を希望する場合に、実施する工事という。

ア 発注にあたり、入札公告又は指名通知書に週休2日制現場の実施対象工事であることを明示するとともに現場説明書に実施方法及び予定価格の算出等について明示する。

(積算方法等)

第6条 週休2日制現場の実施に伴う積算方法等は、次の各号によるものとする。

(1) 補正方法

週休2日制現場において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

ア 月単位の週休2日制現場（4週8休以上） 1.04

イ 通期の週休2日制現場（4週8休以上） 1.02

(2) 積算及び変更方法

ア 発注者指定型

当初の予定価格から、通期の週休2日を前提に、前項(1)号イにより労務費を補正し工事費を積算し、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上の場合には、補正係数を(1)号アに変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を変更する。

イ 受注者希望型

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上となっている場合は補正係数を(1)号アに変更し、通期の4週8休以上となっている場合は補正係数を(1)号イに変更し工事費を積算し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

(3) 積算方法等の運用

本要領に基づく積算方法等の運用は、「前橋市営繕工事における週休2日制現場の実施に係る積算方法等の運用基準」による。

(実施方法)

第7条 週休2日制現場の受注者は、工事着手までに、速やかに土曜日並びに日曜日を原則とする4週8休を見込んだ工事工程表(週休2日制現場前橋市)(以下「工事工程表」という)を作成し、監督員の承諾を得ること。なお、工事工程表の様式は別に定める。

また、受注者は、下請負、再下請け業者に週休2日制現場である事を十分説明し必要な施工体制を確保すること。

- 2 工事工程表に記載する工種は、建設工事請負契約約款第3条により提出する工程表【様式第15号(第37条関係)】の工種を基本とする。
- 3 受注者希望型の受注者は、契約後、速やかに工事打合せ書により監督員に「週休2日制現場の適用を希望する」旨の申し出を行うこと。
- 4 発注者は、適切な工期の設定に努めるものとし、週休2日制現場の取組により、工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事請負契約約款」(前橋市契約規則第62条(書類の様式)建設工事請負契約書)第21条の規定により、週休2日制現場を取り組むために必要な日数分の工期延長を行うものとする。
- 5 降雨、降雪等による現場閉所は、休日とは認めない。ただし、事前に閉所の申し出のあった場合は除くこととする。
- 6 災害復旧等緊急工事で、他の現場にやむを得ず出勤を行った場合でも、当該現場が閉所されていれば、「休日扱い」にするものとする。
ただし、緊急対応した工事(業務)名及び発注者を監督員に報告しなければならない。
- 7 受注者は、対象期間中「現場閉所(現場休息)と定めた日」にやむを得ない理由により現場作業を行った場合は、受注者と協議し、休日を振り替るものとする。
- 8 現場閉所(現場休息)日の振り替については、以下によるものとする。

(1) 「月単位の週休2日」

設定した現場閉所(現場休息)日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所(現場休息)日を設定することとする。振替現場閉所(現場休息)日は、現場閉所(現場休息)日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。

月単位とは、対象期間内の月の最初の日曜日から、最後の日曜日が属する週の土曜日までとする。

(2) 「通期の週休2日」

設定した現場閉所(現場休息)日に工事を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%以上となるように振替現場閉所(現場休息)日を設定することとする。

(現場閉所(現場休息)の確認方法等)

第8条 現場閉所(現場休息)の確認方法は次の各号によるものとする。

(1) 工事着手前

ア 監督員は、「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した「工事工程表」等を受注者から受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施する期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「工事工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した「工事工程表」等を受注者から受領し、現場閉所の状況を確認する。なお、「工事工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所(現場休息)日」が記載された「工事工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)日数を確認する。

ウ 受注者は、監督員による現場閉所(現場休息)の状況の確認のため「工事工程表」等に「現場閉所(現場休息)日」を記載し、監督員に提出する。

(3) その他留意事項

ア 週休2日制現場の達成状況は、工事工程表及び休日・夜間作業届による他、以下の既存書類により確認するものとし、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意すること。

①工事現場の閉所の状況がわかる書類(出勤簿等)

②企業の休日がわかる書類(就業規則等)

③その他、休暇取得状況がわかる書類

イ 監督員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。

エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

(4) 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(5) 工事成績評定

発注者は、受注者の第4条第1項及び第2項の週休2日の取組に対し、別表「営繕工事における週休2日促進工事の実施に対する考査項目」により評価する。なお、履行できなかった場合においても、評価を減点しないこととする。

ただし、発注者指定型の対象工事については対象期間中、週休2日の取組について【「月単位の週休2日」または「通期の週休2日」】が達成できなかった場合は一般監督員、主任監督員の工程管理の評価についての加点はしない。(C評価までとする)

附 則

この要領は、令和7年1月1日から適用する。

別表

営繕工事における週休2日促進工事の実施に対する考査項目

評 定 者	考 察 項 目
<u>一般監督員</u>	<p>「2. 施工状況－Ⅱ. 工程管理」で評価対象項目「休日の確保を行っている」を評価することに加え、「5. 創意工夫」(その他(理由:週休2日の確保を図っている)と記載)で、以下のとおり評価する。</p> <p>【対象期間内、「月単位の週休2日」を達成できた場合】 評定点+2点(評定点合計+0.8点)と評価する。</p> <p>【対象期間内、「通期の週休2日」を達成できた場合】 評定点+1点(評定点合計+0.4点)と評価する。</p>
<u>主任監督員</u> (係長)	<p>「6. 社会性等」(その他(理由:週休2日の確保を図っている)と記載)で、以下のとおり評価する。</p> <p>【対象期間内、「月単位の週休2日」を達成できた場合】 「b'」と評価(評定点+2.5点(評定点合計+0.5点))する。</p>

要領第4第1項(1)号【発注者指定型の場合】

- 1 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「週休2日制現場(発注者指定型)」である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
 - (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
 - (3) 「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
 - (4) 「現場閉所」とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。
 - (5) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - (6) 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所(現場休息)日については、現場閉所(現場休息)日数に含めないものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (7) 「月単位の4週8休以上」で土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所(現場休息)日を設定することとする。振替現場閉所(現場休息)日は、現場閉所(現場休息)日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。

月単位とは、対象期間内の月の最初の日曜日から、最後の日曜日が属する週の土曜日までとする。
 - (8) 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
 - (9) 「通期の週休2日」で土曜日又は日曜日等の設定した現場閉所日に工事を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ、対象期間内の現場閉所(現場休息)率28.5%以上となるように振替現場閉所(現場休息)日を設定することとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は、通期の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した「工事工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗状況に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「工事工程表」を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注

者間で調整した「工事工程表」等を提出するものとする。

なお、監督員が現場閉所(現場休息)の状況を確認するために「工事工程表」等に「現場閉所(現場休息)日」を記載し、監督員に提出するものとする。

- 4 監督員は、受注者が作成する「現場閉所(現場休息)日」が記載された「工事工程表」等により、対象期間内の現場閉所(現場休息)日数を確認する。
- 5 通期の週休2日(現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上)を前提に補正係数 1.02 により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を積算しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上の場合は補正係数 1.04 に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負金額のうち労務費補正分を変更する。
- 6 本工事において、現場閉所(現場休息)が困難となった場合には、監督員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。

要領第4第1項(2)号【受注者希望型の場合】

1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する「週休2日促進工事(受注者希望型)」である。

週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。なお、月単位及び通期の週休2日の取組を希望しない受注者は、3項に規定する義務を負わない。

また、週休2日の実施を見込んだ労務費の補正は行わずに予定価格の作成を行っている。

《現場閉所の場合》

分離発注工事で週休2日(現場閉所)に取り組むには、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者が月単位又は通期の週休2日(現場閉所)に取り組むことについて、合意することが必要である。

分離発注工事の全ての受注者が週休2日(現場閉所)に取り組むことの合意の成否について、各受注者は工事着手前に監督員に工事打合せ書等で報告するものとする。

なお、月単位又は通期の週休2日(現場閉所)に取り組むことについて合意しなかった場合、各受注者は3項に規定する義務を負わない。

2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

(1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

(3) 「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

(4) 「現場閉所」とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。

(5) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所(現場休息)日については、現場閉所(現場休息)日数に含めないものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(7) 「月単位の4週8休以上」で土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所(現場休息)日を設定することとする。振替現場閉所(現場休息)日は、現場閉所(現場休息)日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。

月単位とは、対象期間内の月の最初の日曜日から、最後の日曜日が属する週の土曜日まで

とする。

(8) 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が 28.5%(8日/2日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所(現場休息)日については、現場閉所(現場休息)日数に含めるものとする。

(9) 「通期の週休2日」で土曜日又は日曜日等の設定した現場閉所日に工事を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ、対象期間内の現場閉所(現場休息)率 28.5%以上となるように振替現場閉所(現場休息)日を設定することとする。

3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した「工事工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗状況に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「工事工程表」を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「工事工程表」等を提出するものとする。

なお、監督員が現場閉所(現場休息)の状況を確認するために「工事工程表」等に「現場閉所(現場休息)日」を記載し、監督員に提出するものとする。

4 監督員は、受注者が作成する「現場閉所(現場休息)日」が記載された「工事工程表」等により、対象期間内の現場閉所(現場休息)日数を確認する。

5 発注者は現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、達成状況に応じた補正係数により、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正し請負金額を変更する。なお、下記のいずれにも該当しない場合は、変更の対象としない。

(1)月単位の週休2日

補正係数1.04

(2)通期の週休2日

補正係数1.02

6 本工事において、現場閉所(現場休息)が困難となった場合には、監督員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。なお、週休2日促進工事を実施しない場合は、この限りでない。